

宍粟市教育委員会規則第 8 号

宍粟市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

宍粟市教育長 西 岡 章 寿

宍粟市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

宍粟市立幼稚園保育料徴収条例施行規則（平成 19 年宍粟市教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。